別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（関係協定等の略称） 68－５－０　本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。 (1)「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」（平成14年条約第16号）・・・・・・・・・・・・・シンガポール協定 (削除) (2) シンガポール協定附属書ⅡＡに定める品目別規則 ・・・・・・・・・シンガポール品目別規則 (3)「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」（平成17年条約第８号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・メキシコ協定 (4) メキシコ協定第39条に基づく原産地証明 ・・・・・・・・・メキシコ協定原産地証明 (削除) (削除) (5) メキシコ協定附属書附属書４に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・・メキシコ品目別規則 (6)メキシコ協定第10条に定める統一規則・・・・・・・・・・・メキシコ統一規則 (7)「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」（平成18年条約第７号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・マレーシア協定 (削除)	（関係協定等の略称） 68－５－０　本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。 (1)「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」（平成14年条約第16号）・・・・・・・・・・・・・シンガポール協定 (2) シンガポール協定第31条に基づく原産地証明書 ・・・・・シンガポール協定原産地証明書 (3) シンガポール協定附属書ⅡＡに定める品目別規則 ・・・・・・・・・シンガポール品目別規則 (4)「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」（平成17年条約第８号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・メキシコ協定 (5) メキシコ協定第39条に基づく原産地証明 ・・・・・・・・・メキシコ協定原産地証明 (6) メキシコ協定第39条のＡに基づく原産地証明書 ・・・・・・・メキシコ協定原産地証明書 (7) メキシコ協定第39条のＢに基づく原産地申告 ・・・・・・・・メキシコ協定原産地申告 (8)　メキシコ協定附属書附属書４に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・・メキシコ品目別規則 (9)　メキシコ協定第10条に定める統一規則・・・・・・・・・・メキシコ統一規則 (10)「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」（平成18年条約第７号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・マレーシア協定 (11) マレーシア協定第40条に基づく原産地証明書

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	・・・・・マレーシア協定原産地証明書
(8)マレーシア協定附属書２に定める品目別規則 ・・・・・・・・・マレーシア品目別規則	(12) マレーシア協定附属書２に定める品目別規則 ・・・・・・・・・マレーシア品目別規則
(9)マレーシア協定第50条に定める運用上の手続規則 ・・・・・マレーシア運用上の手続規則	(13) マレーシア協定第50条に定める運用上の手続規則 ・・・・・マレーシア運用上の手続規則
(10)「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」（平成19年条約第８号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・チリ協定	(14) 「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」（平成19年条約第８号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・チリ協定
(削除)	(15) チリ協定第44条に基づく原産地証明書・・・・・チリ協定原産地証明書
(11) チリ協定附属書２に定める品目別規則・・・・・・・・・・チリ品目別規則	(16) チリ協定附属書２に定める品目別規則・・・・・・・・・・チリ品目別規則
(12) チリ協定第52条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・・チリ運用上の手続規則	(17) チリ協定第52条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・・チリ運用上の手続規則
(13)「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成19年条約第19号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・タイ協定	(18) 「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成19年条約第19号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・タイ協定
(削除)	(19) タイ協定第40条に基づく原産地証明書・・・・・タイ協定原産地証明書
(14)タイ協定附属書２に定める品目別規則・・・・・・・・・・・タイ品目別規則	(20) タイ協定附属書２に定める品目別規則・・・・・・・・・・・タイ品目別規則
(15)タイ協定第24条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・タイ運用上の手続規則	(21) タイ協定第24条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・タイ運用上の手続規則
(16)「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（平成20年条約２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・インドネシア協定	(22) 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（平成20年条約２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・インドネシア協定
(削除)	(23) インドネシア協定第41条に基づく原産地証明書 ・・・・・インドネシア協定原産地証明書
(17) インドネシア協定附属書２に定める品目別規則	(24) インドネシア協定附属書２に定める品目別規則

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
・・・・・・インドネシア品目別規則	・・・・・・インドネシア品目別規則
(18) インドネシア協定第50条に定める運用上の手続規則	(25) インドネシア協定第50条に定める運用上の手続規則
・・・・・インドネシア運用上の手続規則	・・・・・インドネシア運用上の手続規則
(19)「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」（平成20年条約第６号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ブルネイ協定	(26) 「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」（平成20年条約第６号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ブルネイ協定
(削除)	(27) ブルネイ協定第37条に基づく原産地証明書
	・・・・・ブルネイ協定原産地証明書
(20)ブルネイ協定附属書２に定める品目別規則・・・・・・・ブルネイ品目別規則	(28) ブルネイ協定附属書２に定める品目別規則・・・・・・・ブルネイ品目別規則
(21)ブルネイ協定第45条に定める運用上の手続規則	(29) ブルネイ協定第45条に定める運用上の手続規則
・・・・・ブルネイ運用上の手続規則	・・・・・ブルネイ運用上の手続規則
(22)「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定」（平成20年条約12号）・・・・・・・・・・・・・・・・・アセアン包括協定	(30) 「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定」（平成20年条約12号）・・・・・・・・・・・・・・・・アセアン包括協定
(削除)	(31) アセアン包括協定附属書４第２規則に基づく原産地証明書
	・・・・・アセアン包括協定原産地証明書
(23)アセアン包括協定第26条及び同附属書２に定める品目別規則	(32) アセアン包括協定第26条及び同附属書２に定める品目別規則
・・・・・・・・・・アセアン品目別規則	・・・・・・・・・・アセアン品目別規則
(24)アセアン包括協定第37条及び同附属書４第11規則に定める運用上の規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・アセアン運用上の規則	(33) アセアン包括協定第37条及び同附属書４第11規則に定める運用上の規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・アセアン運用上の規則
(25)「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」（平成20年条約16号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・フィリピン協定	(34) 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」（平成20年条約16号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・フィリピン協定
(削除)	(35) フィリピン協定第41条に基づく原産地証明書
	・・・・・フィリピン協定原産地証明書

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(26)フィリピン協定附属書２に定める品目別規則 ・・・・・・・・・フィリピン品目別規則	(36) フィリピン協定附属書２に定める品目別規則 ・・・・・・・・・フィリピン品目別規則
(27)フィリピン協定第25条に定める運用上の手続規則 ・・・・・フィリピン運用上の手続規則	(37) フィリピン協定第25条に定める運用上の手続規則 ・・・・・フィリピン運用上の手続規則
(28)日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（平成21年条約第５号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・スイス協定	(38) 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定　（平成21年条約第５号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・スイス協定
(29) スイス協定附属書２第15条に基づく原産地証明 ・・・・・・・・・スイス協定原産地証明	(39) スイス協定附属書２第15条に基づく原産地証明 ・・・・・・・・・スイス協定原産地証明
(削除)	(40) スイス協定附属書２第16条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・スイス協定原産地証明書
(削除)	(41) スイス協定附属書２第19条に基づく原産地申告 ・・・・・・・・・スイス協定原産地申告
(30) スイス協定附属書２第４条及び同附属書付録１に定める品目別規則 ・・・・・・・・・スイス品目別規則	(42) スイス協定附属書２第４条及び同附属書付録１に定める品目別規則 ・・・・・・・・・スイス品目別規則
(31)スイス協定附属書２第28条に定める運用上の手続規則 ・・・・・スイス運用上の手続規則	(43) スイス協定附属書２第28条に定める運用上の手続規則 ・・・・・スイス運用上の手続規則
(32)「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」（平成21年条約第８号）・・・・・・・・・・・・・・・・・ベトナム協定	(44) 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」（平成21年条約第８号）・・・・・・・・・・・・・・・・・ベトナム協定
(削除)	(45) ベトナム協定附属書３第２規則に基づく原産地証明書 ・・・・・ベトナム協定原産地証明書
(33) ベトナム協定第26条及び同附属書２に定める品目別規則 ・・・・・・・・・ベトナム品目別規則	(46) ベトナム協定第26条及び同附属書２に定める品目別規則 ・・・・・・・・・ベトナム品目別規則

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(34) ベトナム協定第37条及び同附属書３第11規則に定める運用上の規則 ・・・・・・・ベトナム運用上の規則	(47) ベトナム協定第37条及び同附属書３第11規則に定める運用上の規則 ・・・・・・・ベトナム運用上の規則
(35) 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」（平成23年条約第７号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・インド協定	(48) 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」（平成23年条約第７号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・インド協定
(削除)	(49) インド協定附属書３第３節に基づく原産地証明書 ・・・・・・インド協定原産地証明書
(36) インド協定第29条及び同附属書２に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・インド品目別規則	(50) インド協定第29条及び同附属書２に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・インド品目別規則
(37) インド協定第41条及び同附属書３第11節に定める運用上の手続 ・・・・・・・・・インド運用上の手続	(51) インド協定第41条及び同附属書３第11節に定める運用上の手続 ・・・・・・・・・インド運用上の手続
(38)「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」（平成24年条約第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ペルー協定	(52) 「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」（平成24年条約第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ペルー協定
(39) ペルー協定第53条に基づく原産地証明 ・・・・・・・ペルー協定原産地証明	(53) ペルー協定第53条に基づく原産地証明 ・・・・・・・ペルー協定原産地証明
(削除)	(54) ペルー協定第54条に基づく原産地証明書 ・・・・・・ペルー協定原産地証明書
(削除)	(55) ペルー協定第57条に基づく原産地申告 ・・・・・・・ペルー協定原産地申告
(40) ペルー協定第39条及び同附属書３に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・ペルー品目別規則	(56) ペルー協定第39条及び同附属書３に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・ペルー品目別規則
(41) ペルー協定第70条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・ペルー運用上の手続規則	(57) ペルー協定第70条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・ペルー運用上の手続規則

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（削除）	(58)　ペルー協定附属書１第２編第３節第３条に基づく品目証明書 ・・・・ペルー協定締約国品目証明書
（ＥＰＡ税率を適用する場合の取扱い） 68－５－１　ＥＰＡ税率の適用を受けようとする輸入申告(法第 43 条の３第１項(法第 61 条の４において準用する場合を含む。)又は第 62 条の 10 の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物（前記 67-3-4(4)によりＥＰＡ税率の適用に係る原産地証明書の提出が省略される場合に限る。）に係るものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。 (1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ　（省略）	（ＥＰＡ税率を適用する場合の取扱い） 68－５－１　ＥＰＡ税率の適用を受けようとする輸入申告(法第 43 条の３第１項(法第 61 条の４において準用する場合を含む。)又は第 62 条の 10 の規定による承認の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物（前記 67-3-4(4)によりＥＰＡ税率の適用に係る原産地証明書の提出が省略される場合に限る。）に係るものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。 (1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ　（同左）

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ロ　締約国原産地証明書の添付の有無についての確認 輸入申告に係る貨物が、令第61条第１項第２号イ後段かっこ書に規定する貨物である場合を除き、同号イに規定する締約国原産地証明書（後記68－５－11(1)に定める原産地証明書又は後記68－５－11の２(1)に定める原産地申告）が添付されているか否か。添付されていない場合等には、同条第４項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。 （削除）	ロ　締約国原産地証明書の添付の有無についての確認 輸入申告に係る貨物が、令第61条第１項第２号イ後段かっこ書に規定する貨物である場合を除き、同号イに規定する締約国原産地証明書（後記68－５－11の(1)に定める原産地証明書又は後記68－５－12の２の(1)に定める原産地申告）が添付されているか否か。添付されていない場合等には、同条第４項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。 ハ　原産地証明書についての確認 後記 68－５－11 の(1)に定める原産地証明書が添付されているときは、令第 61 条第５項及び第６項の規定に基づき、当該原産地証明書について、次のすべての点に留意して確認を行う。

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>(ｲ)　次表中の第１欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第２欄に掲げる事項が以下(i)、(ii)及び(iii)に留意して記載されていること。
<table>
<tr><td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定附属書ⅡＢに定める事項</td></tr>
<tr><td>メキシコ協定</td><td>メキシコ統一規則に定める事項</td></tr>
<tr><td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定附属書３に定める事項</td></tr>
<tr><td>チリ協定</td><td>チリ協定附属書４に定める事項</td></tr>
<tr><td>タイ協定</td><td>タイ協定附属書３に定める事項</td></tr>
<tr><td>インドネシア協定</td><td>インドネシア協定附属書３に定める事項</td></tr>
<tr><td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ協定附属書３に定める事項</td></tr>
<tr><td>アセアン包括協定</td><td>アセアン包括協定附属書４の付録に定める事項</td></tr>
<tr><td>フィリピン協定</td><td>フィリピン協定協定附属書３に定める事項</td></tr>
<tr><td>スイス協定</td><td>スイス協定附属書２付録２に定める事項</td></tr>
<tr><td>ベトナム協定</td><td>ベトナム協定附属書３の付録に定める事項</td></tr>
<tr><td>インド協定</td><td>インド運用上の手続に定める事項</td></tr>
<tr><td>ペルー協定</td><td>ペルー協定附属書４に定める事項</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>（ｉ）　品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が所定の欄に記載されていること。スイス協定原産地証明書の「仕入書」欄は任意となっており、当該欄に日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていない場合は、当該スイス協定原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、仕入書又は契約書を含む取引関係がわかる書類の提出を輸</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>入者に対し求めることとする。

（ⅱ） 原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、次表の第１欄に示す原産地証明書に対応した同第２欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨（アセアン包括協定原産地証明書においては第 10 欄に、インド協定原産地証明書においては第７欄に、当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。）及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとし、また、第３欄に掲げる留意事項の記載等を要する場合には、当該記載がされていることを確認する。なお、当該原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕入書の番号が不明なときは、上記（ⅰ）にかかわらず仕入書の番号及び日付を記載する欄が空欄になっている場合又は当該輸出者が輸出国において発行する仕入書の番号及び日付が記載されている場合がある。これらの場合には、当該原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、仕入書又は契約書を含む取引関係がわかる書類の提出を輸入者に対し求めることとする。これらの書類が輸入者から提出されない場合は、必要に応じ、後記 68－５－21 に定める手続きをとることとなるので、留意する。
<table>
<tr><th>原産地証明書</th><th>記載欄</th><th>留意事項</th></tr>
<tr><td>メキシコ協定原産地証明書</td><td>「11. Remarks:」</td><td>－</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前		
	マレーシア協定原産地証明書	「８．Remarks:」	二
	チリ協定原産地証明書	「８．Remarks:」	二
	タイ協定原産地証明書	「1. Goods consigned from (Exporter’s business name, address, country)」	二
	インドネシア協定原産地証明書	「８．Remarks:」	二
	ブルネイ協定原産地証明書	「８．Remarks:」	二
	アセアン包括協定原産地証明書	「７．Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)」	第 13 欄中の「□ Third country Invoicing」にチェックが付されていること
	フィリピン協定原産地証明書	「９．Remarks:」	左記の欄に non-Party invoicing と記入されていること
	ベトナム協定原産地証明書	「８．Remarks:」	二

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>インド協定原産地証明書</td><td>「８．Remarks:」</td><td>左記欄中の「☐ Third Country Invoicing」にチェックが付されていること</td></tr>
<tr><td>ペルー協定原産地証明書</td><td>「９．Remarks:」</td><td>―</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>(ⅲ)　メキシコ協定原産地証明書に記載される輸入者については、輸入締約国に所在する者であって当該輸入締約国に産品を輸入するものに限るので留意する。</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>(ﾛ) 各協定に規定する原産地証明書の発給につき権限を有する機関(後記68－５－14の(1)による。)により発給されたものであること。</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>(ﾊ) 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、同条第５項に定める有効期間内のものであること。</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>(ﾆ) 原産地証明書は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該原産地証明書に２以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（削除）	(ホ) 非譲許品目のみが記載されている原産地証明書は、有効な原産地証明書として取り扱わないものとする。なお、譲許品目とともに非譲許品目が記載された原産地証明書については、当該譲許品目に係る記載についてのみ有効なものとして取り扱うので留意する。
（削除）	(ヘ) 各協定に基づく原産地証明書（スイス協定原産地証明書を除く）に記載される関税率表番号は、初めの６桁についてのみ確認を行うものとし、それ以降の記載番号については特段の確認は要しないものとする。なお、スイス協定原産地証明書には関税率表番号が記載されないことに留意する。
（削除） （削除）	(ト) 各協定に基づく原産地証明書の特徴的留意点 （ｉ） シンガポール品目別規則のうち、関税率表番号第 0301.11 号の産品のうちのこい及び金魚以外のもの並びに関税率表番号第 0301.19 号の産品の規則にあっては、「The goods were imported at the stage of fry from a non-Party which is an ASEAN member country where the fry had been born or hatched, and the goods were raised in（日本又はシンガポール）for at least one month.」が、品名の次に記載されるので留意する。
（削除）	（ⅱ） メキシコ協定原産地証明書の「8. Preference criterion」の欄に「TPL」と表示されている場合には、同証明書の「11. Remarks:」の欄に「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同証明書と同一の貨物を対象としたメキシコ経

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	済省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されていること。
（削除）	（iii） マレーシア協定原産地証明書の「6. Quantity or Gross Weight, and FOB Value (Optional)」にFOB 価格が記載されている場合には、当該FOB価格については、特段の確認を要しないものとする。
（削除）	（iv） アセアン包括協定原産地証明書の「4. For Official Use」の欄については、特段の記載を要せず、「9. Quantity (gross or net weight or other quantity) and value, e.g. FOB if required by exporting Party」の欄に価格が記載される場合には、当該価格については、特段の確認を要しないものとする。

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>（ｖ）　次表の第１欄の経済連携協定に対応する第２欄の産品について、　品目別規則において、インド洋まぐろ類委員会(以下「IOTC」という。)の登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られた材料の使用を認めている規則にあっては、同第３欄に掲げる記載欄に当該材料名、当該漁船の船名、IOTC 登録番号及び当該漁船の国籍が記載されるので留意する。
<table>
<tr><th>経済連携協定</th><th>対象</th><th>記載欄</th></tr>
<tr><td>タイ協定</td><td>第 16 類</td><td>タイ協定原産地証明書の、「７.Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄</td></tr>
<tr><td>フィリピン協定</td><td>第 16 類</td><td>フィリピン協定原産地証明書の「４.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>（vi）　次表の第１欄の経済連携協定に対応する第２欄の産品について、品目別規則において、当該産品の生産に東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認める規則(以下、「アセアン第三国ルール」という。)が適用される場合は、同第３欄の事項が同第４欄に示す所要欄に記載されるので留意する。</td></tr>
</table>

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>経済連携協定</th><th>対象</th><th>必要記載内容</th><th>記載欄</th></tr>
<tr><td rowspan="2">シンガポール協定</td><td>第 16 類、第 18 類から第 20 類までの産品</td><td>「The goods were produced from（材料名）of a non-Party which is an ASEAN member country.」</td><td rowspan="2">シンガポール協定原産地証明書の、「10 No.&Kind of Packages Description of Goods」の欄に記載される「品名」の後</td></tr>
<tr><td>第 19 類又は第 20 類の産品であって当該産品の生産に第７類、第８類、第 11 類、第 12 類又は第 17 類の東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の非原産材料の使用を認めるもの</td><td>「The goods were produced from（材料名）of a non-Party which is an ASEAN member country.」及び「（上記の材料名）were produced from（材料名）harvested, picked or gathered in（本邦、シンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名）.」</td></tr>
<tr><td>マレ</td><td>第 16 類、第 18 類</td><td>東南アジア諸国連合の</td><td>マレーシア協定原産地証</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th colspan="4">改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>ーシア協定</td><td>から第 20 類までの産品</td><td>加盟国である第三国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名</td><td rowspan="2">明書の、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>第 19 類又は第 20 類の産品</td><td>東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名</td></tr>
<tr><td></td><td>タイ協定</td><td>第７類、第 16 類、第 18 類から第 20 類までの産品</td><td>東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名</td><td>タイ協定原産地証明書の、「７. Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>
<table>
<tr><td>ブルネイ協定</td><td>第４類、第 11 類、第 16 類から第 20 類まで、第 29 類の産品</td><td>東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名</td><td>ブルネイ協定原産地証明書の、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers ; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number」の欄</td></tr>
<tr><td>フィリピン協定</td><td>第 18 類又は第 20 類の産品</td><td>東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名</td><td>フィリピン協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄</td></tr>
</table>
なお、上記シンガポール協定に係る第 19 類又は第 20 類の産品に係る規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができるので留意する。

(vii)　次表の第１欄の経済連携協定に対応する第２欄の産品について、品目別規則において、当該産品の生産に東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>国の材料の使用を認める規則(以下、「繊維製品の規則」という。)が適用される場合は、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名(シンガポール協定にあっては、「The goods were produced from (材料名) with respect to which (作業又は加工の名称) had been conducted in (本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).」)が同第３欄に示す所要の記載欄に記載されるので留意する。
<table>
<tr><th>経済連携協定</th><th>対象</th><th>記載欄</th></tr>
<tr><td>シンガポール協定</td><td>第 50 類から第 63 類までの産品</td><td>シンガポール協定原産地証明書の、「10 No.&Kind of Packages Description of Goods」の欄に記載される「品名」の後</td></tr>
<tr><td>マレーシア協定</td><td>第 50 類から第 63 類までの産品</td><td>マレーシア協定原産地証明書の、「4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄</td></tr>
<tr><td>タイ協定</td><td>第 61 類又は第 62 類の産品</td><td>タイ協定原産地証明書の、「７.Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄</td></tr>
<tr><td>インドネシア協定</td><td>第 50 類から第 63 類までの産品</td><td>インドネシア協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>number」の欄</td></tr>
<tr><td>ブルネイ協定</td><td>第50類から第63類までの産品</td><td>ブルネイ協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); Marks and numbers ; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number」の欄</td></tr>
<tr><td>フィリピン協定</td><td>第50類から第63類までの産品</td><td>フィリピン協定原産地証明書の「４.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄</td></tr>
<tr><td>ベトナム協定</td><td>第50類から第63類までの産品</td><td>ベトナム協定原産地証明書の「４.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s)」の欄</td></tr>
</table>
なお、上記シンガポール協定に係る第50類から第63類までの産品に係る規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができるので留意する。

また、繊維製品の規則の適用に当たって、次表の第１欄の経済連携協定に対応する第２欄に掲げる解説を参考にするので留意する。
<table>
<tr><td>経済連携協定</td><td>運用上の手続規則</td></tr>
<tr><td>マレーシア協定</td><td>マレーシア運用上の手続規則別紙４</td></tr>
<tr><td>タイ協定</td><td>タイ運用上の手続規則別紙７</td></tr>
<tr><td>インドネシア協定</td><td>インドネシア運用上の手続規則別紙４</td></tr>
<tr><td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ運用上の手続規則別紙４</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>フィリピン協定</td><td>フィリピン運用上の手続規則別紙６</td></tr>
</table>
なお、ベトナム協定においても、同種の文書があるところ、別途事務連絡する。
</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>(ⅷ)　アセアン第三国ルール等の確認書類
上記のルールが適用されている場合、当該材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の産品であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、次表第２欄の書類とする。
<table>
<tr><td>経済連携協定</td><td>適宜確認を行う関係書類の例</td></tr>
<tr><td>マレーシア協定</td><td>マレーシア運用上の手続規則別紙３に掲げる書類</td></tr>
<tr><td>タイ協定</td><td>タイ運用上の手続規則別紙６に掲げる書類</td></tr>
<tr><td>インドネシア協定</td><td>インドネシア運用上の手続規則別紙３に掲げる書類</td></tr>
<tr><td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ運用上の手続規則別紙３に掲げる書類</td></tr>
<tr><td>フィリピン協定</td><td>フィリピン運用上の手続規則別紙５に掲げる書類</td></tr>
</table>
なお、ベトナム協定においても、同種の文書があるところ、別途事務連絡する。</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>ニ　原産地申告についての確認
後記 68－５－12 の２の(1)に定める原産地申告が、添付されているときは、次のすべての要件を満たしていること。</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>(ｲ)　原産性の証明を行う産品について特定できるように十分に詳細に記載されている仕入書、納品書その他の商業文書に、以下の申告文が不足なく記載されていること。なお、認定輸出者の認定番号は別途事務連絡する。</td></tr>
</table>

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削除)	（ｉ）メキシコ協定原産地申告については、メキシコ統一規則附属書３に定める「The exporter of the goods covered by this document (Authorization No ... 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Japan-Mexico EPA/ Mexico-Japan EPA」。ただし、Japan-Mexico EPA/ Mexico- Japan EPA については、申告文がメキシコに所在する輸出者により作成されることから Mexico- Japan EPA と記載される。なお、原産地申告は、英語により作成することとされているので、留意する。
(削除)	（ii） スイス協定原産地申告については、スイス協定附属書２付録３に定める「The exporter of the products covered by this document (Authorisation No. 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Swiss or Japan (産品の原産地) preferential origin」。
(削除)	(iii) ペルー協定原産地申告については、ペルー協定附属書４に定める「The exporter of the goods covered by this document (Authorization No 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan or Peru (産品の原産地) preferential origin under Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA. (Place and date)」。ただし、(Place and date)については、申告文が記載されている仕入書等に別途記載がある場合は省略することができる。なお、ペルー協定本文は、日本語、スペイン語及び英語がひとしく正文とされているが、原産地申告については、英語により作成することとされているので、留意する。
(削除)	(ﾛ) 申告文が記載された仕入書、納品書その他の商業文書の作成の日が輸入申告から１年以内であること。
(削除)	(ﾊ) 申告文の記載は、タイプ印書、押印又は印刷によるものとし、手書きによるもの

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	は認められないので、留意する。
(削除)	(ﾆ) 上記(ｲ)において、認定輸出者の認定番号が申告文に記載されていない場合、申告文に記載された認定輸出者の認定番号が、別途事務連絡する認定輸出者リストに含まれていない場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。
(削除)	(ﾎ) 原産地申告には原則として関税率表番号の記載がないことに留意する。この場合には、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号に係る品目別規則が適用されたものとみなして差し支えないが、産品の原産性に疑義がある場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。
ハ　非原産国における積替え等に関する確認 輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国(令第 61 条第１項第２号ロに規定する締約国をいう。以下同じ。)からのものにあっては、令第 61 条第１項第２号ロ(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が 20 万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第２号ロに規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。 なお、運送要件証明書(令第 61 条第１項第２号ロに規定する書類をいう。以下同じ。)として同項第２号ロに規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第２号ロ(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についての原産地証明書への記載)をもって、運送要件証明書として同項第２号ロに規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があったものと	ホ　非原産国における積替え等に関する確認 輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国(令第 61 条第１項第２号ロに規定する締約国をいう。以下同じ。)からのものにあっては、令第 61 条第１項第２号ロ(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が 20 万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第２号ロに規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。 なお、運送要件証明書(令第 61 条第１項第２号ロに規定する書類をいう。以下同じ。)として同項第２号ロに規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第２号ロ(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についての原産地証明書への記載)をもって、運送要件証明書として同項第２号ロに規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があったものとして取

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>して取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品（令第61 条第１項第２号イに規定する原産品をいう。以下同じ。）であることを確認する必要があるので、留意する。</td><td>り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品（令第 61 条第１項第２号イに規定する原産品をいう。以下同じ。）であることを確認する必要があるので、留意する。</td></tr>
<tr><td>三　締約国品目証明書についての確認
輸入申告に係る貨物が、令第61条第１項第２号ハかっこ書に規定する場合に該当する貨物であるときを除き、同号ハに規定する締約国品目証明書（後記68－５－11の (2) に定める品目証明書）が添付されているか否か（添付されていない場合等には、同条第４項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等又は当該証明に係る貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合に当たるか否か。）、更に締約国品目証明書が添付されているときは、後記68－５－11の３の要件等を満たしているかの確認を必要に応じて行う。
(削除)

(削除)
(削除)</td><td>へ　締約国品目証明書についての確認
輸入申告に係る貨物が、令第61条第１項第２号ハかっこ書に規定する場合に該当する貨物であるときを除き、同号ハに規定する締約国品目証明書（後記68－５－11の (2) に定める品目証明書）が添付されているか否か（添付されていない場合等には、同条第４項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等又は当該証明に係る貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合に当たるか否か。）、更に締約国品目証明書が添付されているときは、当該締約国品目証明書について、次のすべての点に留意して確認を行う。
(ｲ)　次表中の第１欄の号に掲げる協定の区分に応じ、同表の第２欄に掲げる事項が以下(i)及び(ii)に留意して記載されていること。
<table><tr><td>ペルー協定</td><td>ペルー協定附属書１第２編第３節第３条に定める事項</td></tr></table>
（ｉ）　ペルー協定附属書１第２編第２節日本国の表の２欄に定める品名
（ii）　品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。</td></tr>
</table>

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>(削除)</td><td>(ﾛ)　締約国品目証明書は、協定に規定する締約国品目証明書の発給につき権限を有する機関（後記68－５－14の(2)による。）により発給されたものであること。</td></tr>
<tr><td>（経済連携協定の品目別規則の取扱い）
68－５－４
(1)～(7)　（省略）

(8)　繊維製品の規則の適用に当たって、次表の第１欄の経済連携協定に対応する第２欄に掲げる解説を参考にするので留意する。
<table><tr><td>経済連携協定</td><td>運用上の手続規則</td></tr><tr><td>マレーシア協定</td><td>マレーシア運用上の手続規則別紙４</td></tr><tr><td>タイ協定</td><td>タイ運用上の手続規則別紙７</td></tr><tr><td>インドネシア協定</td><td>インドネシア運用上の手続規則別紙４</td></tr><tr><td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ運用上の手続規則別紙４</td></tr><tr><td>フィリピン協定</td><td>フィリピン運用上の手続規則別紙６</td></tr></table>なお、ベトナム協定においても、同種の文書があるところ、別途事務連絡する。</td><td>（経済連携協定の品目別規則の取扱い）
68－５－４
(1)～(7)　（同左）

（新規）</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>

(9)　品目別規則において、産品の生産に東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認める規則(以下、「アセアン第三国ルール」という。)等が適用されている場合、当該材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の産品であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、次表第２欄の書類とする。

<table>
<tr><td>経済連携協定</td><td>適宜確認を行う関係書類の例</td></tr>
<tr><td>マレーシア協定</td><td>マレーシア運用上の手続規則別紙３に掲げる書類</td></tr>
<tr><td>タイ協定</td><td>タイ運用上の手続規則別紙６に掲げる書類</td></tr>
<tr><td>インドネシア協定</td><td>インドネシア運用上の手続規則別紙３に掲げる書類</td></tr>
<tr><td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ運用上の手続規則別紙３に掲げる書類</td></tr>
<tr><td>フィリピン協定</td><td>フィリピン運用上の手続規則別紙５に掲げる書類</td></tr>
</table>

なお、ベトナム協定においても、同種の文書があるところ、別途事務連絡する。

(原産地証明書の必要的要件及び様式)

68－５－11

(1)本節において、原産地証明書とは、次表第１欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表第２欄に掲げるものをいう。

<table>
<tr><th>協定名</th><th>原産地証明書</th><th>本節における略称</th></tr>
</table>

</td><td>

（新規）

(原産地証明書及び締約国品目証明書の様式)

68－５－11

(1) 本節において、原産地証明書とは次表第１欄に掲げるものとし、その様式は同表第２欄に掲げるものとする。ただし、スイス協定にあっては、スイス協定附属書２第15条(a)及び第16条に規定される原産地証明書の様式を指すものとする。

<table>
<tr><th>原産地証明書</th><th>原産地証明書の様式</th></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前	
シンガポール協定	シンガポール協定第 31 条に基づく原産地証明書	シンガポール協定原産地証明書	シンガポール協定原産地証明書	REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」（Ｃ－5290-１）
メキシコ協定	メキシコ協定第39条のＡに基づく原産地証明書	メキシコ協定原産地証明書	メキシコ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE UNITED MEXICAN STATES AND JAPAN FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN 」（Ｃ － 5290-２）及び「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN CERTIFICADO DE ORIGEN」（Ｃ－5290-３）
マレーシア協定	マレーシア協定第 40 条に基づく原産地証明書	マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA」（Ｃ－5290-４）
チリ協定	チリ協定第 44 条に基づく原産地証明書	チリ協定原産地証明書	チリ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（Ｃ－5290-５）
タイ協定	タイ協定第 40 条に基づく原産地証明書	タイ協定原産地証明書	タイ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」(Ｃ－5290 - ６)
インドネシア協定	インドネシア協定第 41 条に基づく原産地証明書	インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEPA」（C－5290-７）
ブルネイ協定	ブルネイ協定第 37 条に基づく原産地証明書	ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN BRUNEI DARUSSALAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C－5290-
アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書４第２規則に基づく原産地証明書	アセアン包括協定原産地証明書		
フィリピン協定	フィリピン協定第 41 条に基づく原産地証明書	フィリピン協定原産地証明書		
スイス協定	スイス協定附属書２第 16 条に基づく原産地証明書	スイス協定原産地証明書		
ベトナム協定	ベトナム協定附属書３第	ベトナム協定原産地証明		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前	
	２規則に基づく原産地証明書	書		８）
インド協定	インド協定附属書３第３節に基づく原産地証明書	インド協定原産地証明書	アセアン包括協定原産地証明書	「THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN(AJCEP AGREEMENT) CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ 」（Ｃ－5290－９）
ペルー協定	ペルー協定第 54 条に基づく原産地証明書	ペルー協定原産地証明書	フィリピン協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE PEPUBLIC OF THE PHILIPPINES FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP FORM JP CERTIFICATE OF ORIGIN」（Ｃ－5290－10）
			スイス協定原産地証明書	スイス協定附属書２付録２に定める様式(C-5290-11)
			ベトナム協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM VJ」（Ｃ－5290-12）
			インド協定原産地証明書	「COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDIA AND JAPAN CERTIFICATE OF ORIGIN」（Ｃ－5290－13）
			ペルー協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF PERU FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（Ｃ－5290－14）

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>(2) 令第 36 条の３第３項(令第 50 条の２及び第 51 条の８の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第３項、第 61 条第１項第２号イの規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記 68－５－２に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、ＥＰＡ税率を適用することはできないことに留意する。

イ　次表中の第１欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第２欄に掲げる事項が以下(ｲ)～(ﾆ)に留意して記載され、かつ、後記 68-５-14 (1) に定める発給機関により発給されたものであり、その印及び署名権者の署名がなされているものであること。
<table>
<tr><td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定附属書ⅡＢに定める事項</td></tr>
<tr><td>メキシコ協定</td><td>メキシコ統一規則に定める事項</td></tr>
<tr><td>マレーシア協定</td><td>マレーシア協定附属書３に定める事項</td></tr>
<tr><td>チリ協定</td><td>チリ協定附属書４に定める事項</td></tr>
<tr><td>タイ協定</td><td>タイ協定附属書３に定める事項</td></tr>
<tr><td>インドネシア協定</td><td>インドネシア協定附属書３に定める事項</td></tr>
<tr><td>ブルネイ協定</td><td>ブルネイ協定附属書３に定める事項</td></tr>
<tr><td>アセアン包括協定</td><td>アセアン包括協定附属書４の付録に定める事項</td></tr>
<tr><td>フィリピン協定</td><td>フィリピン協定附属書３に定める事項</td></tr>
<tr><td>スイス協定</td><td>スイス協定附属書２付録２に定める事項</td></tr>
<tr><td>ベトナム協定</td><td>ベトナム協定附属書３の付録に定める事項</td></tr>
</table>
</td><td>(2) 本節において、締約国品目証明書とは次表第１欄に掲げるものとし、その様式は同表第２欄に掲げるものとする。
<table>
<tr><th>締約国品目証明書</th><th>締約国品目証明書の様式</th></tr>
<tr><td>ペルー協定締約国品目証明書</td><td>（Ｃ－5291－3(1)）又は（Ｃ－5291－3(2)）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>インド協定</td><td>インド運用上の手続に定める事項</td></tr>
<tr><td>ペルー協定</td><td>ペルー協定附属書４に定める事項</td></tr>
</table>
(ｲ)　品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が所定の欄に記載されていること。スイス協定原産地証明書の「仕入書」欄は任意となっており、当該欄に日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていない場合は、当該スイス協定原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、仕入書又は契約書を含む取引関係がわかる書類の提出を輸入者に対し求めることができる。

(ﾛ)　原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、次表の第１欄に示す原産地証明書に対応した同第２欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨（アセアン包括協定原産地証明書においては第 10 欄に、インド協定原産地証明書においては第７欄に、当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。）及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとし、また、第３欄に掲げる留意事項の記載等を要する場合には、当該記載がされていること。
</td><td></td></tr>
</table>

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前
原産地証明書	記載欄	留意事項	
メキシコ協定原産地証明書	「11. Remarks:」	－	
マレーシア協定原産地証明書	「８. Remarks:」	－	
チリ協定原産地証明書	「８. Remarks:」	－	
タイ協定原産地証明書	「1. Goods consigned from (Exporter’s business name, address, country)」	－	
インドネシア協定原産地証明書	「８. Remarks:」	－	
ブルネイ協定原産地証明書	「８. Remarks:」	－	
アセアン包括協定原産地証明書	「７. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)」	第 13 欄中の「□ Third country Invoicing」にチェックが付されていること	
フィリピン協定原産地証明書	「９. Remarks:」	左記の欄に non-Party invoicing と記入されていること	

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>ベトナム協定原産地証明書</td><td>「８．Remarks:」</td><td>二</td></tr>
<tr><td>インド協定原産地証明書</td><td>「８．Remarks:」</td><td>左記欄中の「☐ Third Country Invoicing」にチェックが付されていること</td></tr>
<tr><td>ペルー協定原産地証明書</td><td>「９．Remarks:」</td><td>二</td></tr>
</table>

(ハ) 各協定に基づく原産地証明書（スイス協定原産地証明書を除く）に記載される関税率表番号は、６桁で記載されるが、７桁以降の記載があっても不備とはしないものとする。なお、スイス協定原産地証明書には関税率表番号が記載されないことに留意する。
ロ　原産地証明書に記載されている物品と輸入物品とが一致すること。

ハ　災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第61条第５項に定める有効期間内のものであること。
</td><td></td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
二　原産地証明書は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該原産地証明書に２以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。

ホ　原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。なお、インドネシア協定原産地証明書にあっては、記載内容の修正は行われることはなく、再発給されるので留意する。
ヘ　紛失等の理由により再発給された原産地証明書について、次の表の第１欄に掲げる原産地証明書に第２欄の記載事項が記載されていること。
<table>
<tr><th>原産地証明書</th><th>記載事項</th></tr>
<tr><td>シンガポール協定原産地証明書</td><td>”DUPLICATE” 又は ”DUPLICATA”</td></tr>
<tr><td>メキシコ協定原産地証明書</td><td>”DUPLICATE”</td></tr>
<tr><td>マレーシア協定原産地証明書</td><td>当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td></tr>
<tr><td>チリ協定原産地証明書</td><td>当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td></tr>
<tr><td>タイ協定原産地証明書</td><td>”DUPLICATE”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
</table>

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>インドネシア協定原産地証明書</td><td>当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td></tr>
<tr><td>ブルネイ協定原産地証明書</td><td>“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td></tr>
<tr><td>アセアン包括協定原産地証明書</td><td>当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日</td></tr>
<tr><td>フィリピン協定原産地証明書</td><td>“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号</td></tr>
<tr><td>スイス協定原産地証明書</td><td>”DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の発給年月日</td></tr>
<tr><td>ベトナム協定原産地証明書</td><td>当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日</td></tr>
<tr><td>インド協定原産地証明書</td><td>“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号</td></tr>
<tr><td>ペルー協定原産地証明書</td><td>“DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER___DATED___”</td></tr>
</table>
なお、再発給された原産地証明書の有効期間の起算日は当初の原産地証明書が発給された日であるので、令第 61 条第５項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。
</td><td></td></tr>
</table>

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>ト　原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、アセアン包括協定（アセアン包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から４日目以降（例えば、船積日が７月１日であれば、７月４日以降））、フィリピン協定にあっては船積日から３日目以降）において発給された場合には、次の表の第１欄に掲げる原産地証明書に第２欄の記載事項が記載され、また、第３欄に掲げる留意事項の記載等が必要な場合には、当該記載等がなされ、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。

<table>
<tr><th>原産地証明書</th><th>記載事項</th><th>留意事項</th></tr>
<tr><td>メキシコ協定原産地証明書</td><td>”ISSUED RETROSPECTIVELY”</td><td>－</td></tr>
<tr><td>マレーシア協定原産地証明書</td><td>”ISSUED RETROACTIVELY”</td><td>－</td></tr>
<tr><td>チリ協定原産地証明書</td><td>”ISSUED RETROACTIVELY”及び船積みの日</td><td>－</td></tr>
<tr><td>タイ協定原産地証明書</td><td>”ISSUED RETROACTIVELY”及び船積みの日</td><td>－</td></tr>
<tr><td>インドネシア協定原産地証明書</td><td>”ISSUED RETROACTIVELY”及び船</td><td>－</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前
	積みの日		
ブルネイ協定原産地証明書	”ISSUED RETROACTIVELY”及び船積みの日	―	
アセアン包括協定原産地証明書	船積みの日	第13欄中の「□ ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること	
フィリピン協定原産地証明書	”ISSUED RETROACTIVELY”及び船積みの日	―	
スイス協定原産地証明書	”ISSUED RETROSPECTIVELY”		
ベトナム協定原産地証明書	”Issued Retroactively”及び船積みの日		
インド協定原産地証明書	船積みの日	第８欄中の「□ ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること	
ペルー協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”及び船積みの日	―	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
チ　各協定に基づく原産地証明書の特徴的留意点 (ｲ)　シンガポール品目別規則のうち、関税率表番号第 0301.11 号の産品のうちのこい及び金魚以外のもの並びに関税率表番号第 0301.19 号の産品の規則にあっては、当該条件に該当する場合には「The goods were imported at the stage of fry from a non-Party which is an ASEAN member country where the fry had been born or hatched, and the goods were raised in（日本又はシンガポール）for at least one month.」が、品名の次に記載されるので留意する。 (ﾛ)　メキシコ協定原産地証明書の「8. Preference criterion」の欄に「TPL」と表示されている場合には、同証明書の「11. Remarks:」の欄に「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同証明書と同一の貨物を対象としたメキシコ経済省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されていること。 (ﾊ)　マレーシア協定原産地証明書の「6. Quantity or Gross Weight, and FOB Value (Optional)」に FOB 価格が記載されている場合には、当該 FOB 価格については、特段の確認を要しないものとする。 (ﾆ)　アセアン包括協定原産地証明書の「4. For Official Use」の欄については、特段の記載を要せず、「9. Quantity (gross or net weight or other quantity) and value, e.g. FOB if required by exporting Party」の欄に価格が記載される場合には、当該	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>価格については、特段の確認を要しないものとする。

(ホ)　次表の第１欄の経済連携協定に対応する第２欄の産品について、　品目別規則において、インド洋まぐろ類委員会(以下「IOTC」という。)の登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られた材料の使用を認めている規則にあっては、同第３欄に掲げる記載欄に当該材料名、当該漁船の船名、IOTC 登録番号及び当該漁船の国籍が記載されるので留意する。
<table>
<tr><th>経済連携協定</th><th>対象</th><th>記載欄</th></tr>
<tr><td>タイ協定</td><td>第 16 類</td><td>タイ協定原産地証明書の、「７.Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄</td></tr>
<tr><td>フィリピン協定</td><td>第 16 類</td><td>フィリピン協定原産地証明書の「４.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>

(ヘ)　次表の第１欄の経済連携協定に対応する第２欄の産品について、品目別規則において、アセアン第三国ルールが適用される場合は、同第３欄の事項が同第４欄に示す所要欄に記載されるので留意する。

<table>
<tr><th>経済連携協定</th><th>対象</th><th>必要記載内容</th><th>記載欄</th></tr>
<tr><td rowspan="2">シンガポール協定</td><td>第 16 類、第 18 類から第 20 類までの産品</td><td>「The goods were produced from（材料名）of a non-Party which is an ASEAN member country.」</td><td rowspan="2">シンガポール協定原産地証明書の、「10 No.&Kind of Packages Description of Goods」の欄に記載される「品名」の後</td></tr>
<tr><td>第 19 類又は第 20 類の産品であって当該産品の生産に第７類、第８類、第 11 類、第 12 類又は第 17 類の東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれか</td><td>「The goods were produced from（材料名）of a non-Party which is an ASEAN member country.」及び「（上記の材料名）were produced from（材料名）harvested, picked or gathered in（本邦、</td></tr>
</table>

</td><td></td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前
	の締約国の非原産材料の使用を認めるもの	シンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).」		
マレーシア協定	第 16 類、第 18 類から第 20 類までの産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名	マレーシア協定原産地証明書の、「4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄	
	第 19 類又は第 20 類の産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名		
タイ協定	第７類、第 16 類、第 18 類から第 20 類までの産品	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名	タイ協定原産地証明書の、「７.Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄	

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>ブルネイ協定</td><td>第４類、第 11 類、第 16 類から第 20 類まで、第 29 類の産品</td><td>東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名</td><td>ブルネイ協定原産地証明書の、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers ; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number」の欄</td></tr>
<tr><td>フィリピン協定</td><td>第 18 類又は第 20 類の産品</td><td>東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名</td><td>フィリピン協定原産地証明書の「4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄</td></tr>
</table>
なお、上記シンガポール協定に係る第 19 類又は第 20 類の産品に係る規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができるので留意する。
</td><td></td></tr>
</table>

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>

(ﾄ)　次表の第１欄の経済連携協定に対応する第２欄の産品について、品目別規則において、当該産品の生産に東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認める規則(以下、「繊維製品の規則」という。)が適用される場合は、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名(シンガポール協定にあっては、「The goods were produced from (材料名) with respect to which (作業又は加工の名称) had been conducted in (本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).」)が同第３欄に示す所要の記載欄に記載されるので留意する。

<table>
<tr><th>経済連携協定</th><th>対象</th><th>記載欄</th></tr>
<tr><td>シンガポール協定</td><td>第 50 類から第 63 類までの産品</td><td>シンガポール協定原産地証明書の、「10 No.&Kind of Packages Description of Goods」の欄に記載される「品名」の後</td></tr>
<tr><td>マレーシア協定</td><td>第 50 類から第 63 類までの産品</td><td>マレーシア協定原産地証明書の、「4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances」の欄</td></tr>
<tr><td>タイ協定</td><td>第 61 類又は第 62 類の産品</td><td>タイ協定原産地証明書の、「７.Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)」の欄</td></tr>
</table>

</td><td></td></tr>
</table>

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>インドネシア協定</td><td>第 50 類から第 63 類までの産品</td><td>インドネシア協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number」の欄</td></tr>
<tr><td>ブルネイ協定</td><td>第 50 類から第 63 類までの産品</td><td>ブルネイ協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); Marks and numbers ; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number」の欄</td></tr>
<tr><td>フィリピン協定</td><td>第 50 類から第 63 類までの産品</td><td>フィリピン協定原産地証明書の「４.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code」の欄</td></tr>
<tr><td>ベトナム協定</td><td>第 50 類から第 63 類までの産品</td><td>ベトナム協定原産地証明書の「４.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s)」の欄</td></tr>
</table>
なお、上記シンガポール協定に係る第 50 類から第 63 類までの産品に係る規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができるので留意する。
(3) 原産地証明書の様式は次表第２欄に掲げるものとする。ただし、スイス協定にあっては、スイス協定附属書２第15条(a)及び第16条に規定される原産地証明書の様式を指すものとする。
</td><td>（新規）</td></tr>
</table>

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
原産地証明書	原産地証明書の様式	
シンガポール協定原産地証明書	REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」（Ｃ－5290-１）	
メキシコ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE UNITED MEXICAN STATES AND JAPAN FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN 」（ Ｃ － 5290-２ ） 及び「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN CERTIFICADO DE ORIGEN」（Ｃ－5290-３）	
マレーシア協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA」（Ｃ－5290-４）	
チリ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（Ｃ－5290-５）	
タイ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」(Ｃ－5290 - ６)	
インドネシア協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEPA」（C－5290-７）	
ブルネイ協定原産地	「AGREEMENT BETWEEN BRUNEI DARUSSALAM AND JAPAN FOR AN	

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
証明書	ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（C－5290－８）	
アセアン包括協定原産地証明書	「THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN(AJCEP AGREEMENT) CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ 」（Ｃ－5290－９）	
フィリピン協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE PEPUBLIC OF THE PHILIPPINES FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP FORM JP CERTIFICATE OF ORIGIN」（Ｃ－5290－10）	
スイス協定原産地証明書	スイス協定附属書２付録２に定める様式(C-5290-11)	
ベトナム協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM VJ」（Ｃ－5290-12）	
インド協定原産地証明書	「COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDIA AND JAPAN CERTIFICATE OF ORIGIN」（Ｃ－5290－13）	
ペルー協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF PERU FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」（Ｃ－5290－14）	

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>

（原産地申告の必要的要件）

68－５－11 の２

(1) 本節において、原産地申告とは次表第１欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ第２欄に掲げるものとする。

<table>
<tr><th>協定名</th><th>原産地申告</th><th>本節における略称</th></tr>
<tr><td>メキシコ協定</td><td>メキシコ協定第39条のＢに基づく原産地申告</td><td>メキシコ協定原産地申告</td></tr>
<tr><td>スイス協定</td><td>スイス協定附属書２第19条に基づく原産地申告</td><td>スイス協定原産地申告</td></tr>
<tr><td>ペルー協定</td><td>ペルー協定第57条に基づく原産地申告</td><td>ペルー協定原産地申告</td></tr>
</table>

(2) 令第 36 条の３第３項(令第 50 条の２及び第 51 条の８の規定において準用する場合を含む。)、第 51 条の 12 第３項、第 61 条第１項第２号イの規定により、税関に提出された原産地申告については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、前記 68－５－２に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、ＥＰＡ税率を適用することはできないことに留

</td><td>

（新規）

</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
意する。 イ　原産性の証明を行う産品について特定できるように十分に詳細に記載されている仕入書、納品書その他の商業文書に、以下の申告文が不足なく記載されていること。ただし、申告文が記載された仕入書、納品書その他の商業文書の作成の日が輸入申告から１年以内であることが必要であり、申告文の記載は、タイプ印書、押印又は印刷によるものとし、手書きによるものは認められないので、留意する。なお、認定輸出者の認定番号が申告文に記載されていない場合、申告文に記載された認定輸出者の認定番号が、別途事務連絡する認定輸出者リストに含まれていない場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。また、原産地申告には原則として関税率表番号の記載がなく、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号に係る品目別規則が適用されたものとみなして差し支えないが、産品の原産性に疑義がある場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。 (ｲ) メキシコ協定原産地申告については、メキシコ統一規則附属書３に定める「The exporter of the goods covered by this document (Authorization No ... 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Japan-Mexico EPA/ Mexico-Japan EPA」。ただし、Japan-Mexico EPA/ Mexico- Japan EPA については、申告文がメキシコに所在する輸出者により作成されることから Mexico- Japan EPA と記載される。なお、原産地申告は、英語により作成することとされているので、留意する。 (ﾛ)　スイス協定原産地申告については、スイス協定附属書２付録３に定める「The exporter of the products covered by this document (Authorisation No. 認定輸出	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
者の認定番号）declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Swiss or Japan（産品の原産地）preferential origin」。 (ハ)　ペルー協定原産地申告については、ペルー協定附属書４に定める「The exporter of the goods covered by this document（Authorization No 認定輸出者の認定番号）declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan or Peru（産品の原産地）preferential origin under Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA.　(Place and date)」。ただし、(Place and date)については、申告文が記載されている仕入書等に別途記載がある場合は省略することができる。なお、ペルー協定本文は、日本語、スペイン語及び英語がひとしく正文とされているが、原産地申告については、英語により作成することとされているので、留意する。 ロ　申告文が記載された商業上の文書の貨物と輸入貨物が一致すること。 ハ　災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第 61 条第５項に定める有効期間内のものであること。 （締約国品目証明書の必要的要件及び様式） 68－５－11 の３ (1) 本節において、締約国品目証明書とは、次表第１欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ第２欄に掲げるものを言う。	（新規）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前

協定名	締約国品目証明書	本節における略称
ペルー協定	ペルー協定附属書１第２編第３節第３条に基づく品目証明書	ペルー協定締約国品目証明書

(2)令第36条の３第５項(令第50条の２及び第51条の８の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第５項、第61条第１項第２号ハの規定により、税関に提出された締約国品目証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。

イ 締約国品目証明書にあっては、次表中の第１欄に掲げる協定の区分に応じ、同表の第２欄に掲げる事項が以下(ｲ)及び（ﾛ）に留意して記載され、かつ、後記68－５－14の(2)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。

ペルー協定	ペルー協定附属書１第２編第３節第３条に定める事項

(ｲ) ペルー協定附属書１第２編第２節日本国の表の２欄に定める品名が記載されていること。

(ﾛ) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。

ロ 締約国品目証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>

(3)　締約国品目証明書の様式は次表第２欄に掲げるものとする。

<table>
<tr><th>締約国品目証明書</th><th>締約国品目証明書の様式</th></tr>
<tr><td>ペルー協定締約国品目証明書</td><td>（Ｃ－5291－3(1)）又は（Ｃ－5291－3(2)）</td></tr>
</table>

（不備のある原産地証明書の取扱い）

68－５－12

原産地証明書の記載事項について、前記 68-５-11 の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、ＥＰＡ税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産地証明書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下、「軽微な誤り」という）である場合には、ＥＰＡ税率を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地証明書を提出するよう指導する。原産地証明書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。

イ　明らかな印字の誤りは軽微な誤りとして取り扱う。

ロ　原産地証明書の真正性に関する項目（印影、発給当局の署名等）の不備について

</td><td>

（原産地証明書及び締約国品目証明書の有効性の認定）

68－５－12

(1) 令第36条の３第３項(令第50条の２及び第51条の８の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第３項、第61条第１項第２号イの規定により、税関に提出された原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、前記68－５－２に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、ＥＰＡ税率を適用することはできないことに留意する。

イ　原産地証明書にあっては、次表中の第１欄の各号に掲げる協定の区分　に応じ、それぞれ同表の第２欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68-５-14の(1) に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。

<table>
<tr><td>シンガポール協定</td><td>シンガポール協定附属書ⅡＢに定める事項</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

は、原産地証明書の真正性に直結するので軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、原産地証明書は無効として取り扱う。

ハ　原産地証明書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地証明書の正確性に影響する場合もあることから、原産地調査官と協議の上、処理するものとする。

ニ　原産地証明書の貨物の原産性に関する項目（特恵基準（累積、僅少の非原産材料を含む）、ＨＳ番号等）の不備については、原産地証明書は原産性を証明する書類であることから軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、その原産地証明書は原則無効として取り扱う。ただし、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、当該不備を軽微な誤りとみなして、その原産地証明書は有効として取り扱う。

ホ　文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記ハ及びニにおいて、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。

改正前

メキシコ協定	メキシコ統一規則に定める事項
マレーシア協定	マレーシア協定附属書３に定める事項
チリ協定	チリ協定附属書４に定める事項
タイ協定	タイ協定附属書３に定める事項
インドネシア協定	インドネシア協定附属書３に定める事項
ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書３に定める事項
アセアン包括協定	東南アジア諸国連合協定附属書４の付録に定める事項
フィリピン協定	フィリピン協定附属書３に定める事項
スイス協定	スイス協定附属書２付録２に定める事項
ベトナム協定	ベトナム協定附属書３の付録に定める事項
インド協定	インド運用上の手続に定める事項
ペルー協定	ペルー協定附属書４に定める事項

ロ　原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。

(ｲ)　次の表の第１欄に掲げる原産地証明書の同表の第２欄に掲げる欄に記載された関税率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なっている場合で、次の(ⅰ)、(ⅱ)又は（ⅲ）に該当するとき。

原産地証明書	原産地証明書の欄

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
	シンガポール協定原産地証明書	10 No. &kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)
	メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number
	マレーシア協定原産地証明書	4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances
	チリ協定原産地証明書	4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS Tariff Classification Number
	タイ協定原産地証明書	7.Number and type of packages;description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)
	インドネシア協定原産地証明書	4. Item number(as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number
	ブルネイ協定原産地証明書	4. Item number(as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages;

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th colspan="2">改正前</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>Description of good(s); HS tariff classification number</td></tr>
<tr><td></td><td>アセアン包括協定原産地証明書</td><td>7. Number and type of packages, description of goods(including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)</td></tr>
<tr><td></td><td>フィリピン協定原産地証明書</td><td>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code</td></tr>
<tr><td></td><td>ベトナム協定原産地証明書</td><td>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s)</td></tr>
<tr><td></td><td>インド協定原産地証明書</td><td>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number</td></tr>
<tr><td></td><td>ペルー協定原産地証明書</td><td>5. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (6 digits)</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">（ｉ）締約国原産地証明書の記載が、いわゆる「完全生産品」又は「原産材料のみから生産される産品」であり、かつ、同締約国の原産品とすることに特段の疑義が認められない場合。</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	（ⅱ）上記（ⅰ）以外の場合であって、記載税番と適用税番に対する経済連携協定に定める品目別規則が同一のものであり、かつ、同締約国の原産品とすることに特段の疑義が認められない場合。 （ⅲ）上記（ⅰ）及び（ⅱ）以外の場合であって、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たって記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、当該貨物が経済連携協定に定める締約国原産品と認められる場合。 (ﾛ)　原産地証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。 なお、記載欄の標題に明示的にネット重量を指す記載がない場合であっても、仕入書又はその他の関係書類により同一性が確認できる場合は、記載の数値がネット重量であることをもって無効とはしないので留意する。 (ﾊ)　原産地証明書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、当該原産地証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。 （ⅰ）当該原産地証明書の発給時における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場合 （ⅱ）当該輸入貨物が令第61条第１項第２号ロ(2)に該当する貨物であって、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税関の監督下において当該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>ハ　原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。なお、インドネシア協定原産地証明書にあっては、記載内容の修正は行われることはなく、再発給されるので留意する。
ニ　紛失等の理由により再発給された原産地証明書について、次の表の第１欄に掲げる原産地証明書に第２欄の記載事項が記載されていること。

<table>
<tr><th>原産地証明書</th><th>記載事項</th></tr>
<tr><td>シンガポール協定原産地証明書</td><td>”DUPLICATE” 又は ”DUPLICATA”</td></tr>
<tr><td>メキシコ協定原産地証明書</td><td>”DUPLICATE”</td></tr>
<tr><td>マレーシア協定原産地証明書</td><td>当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td></tr>
<tr><td>チリ協定原産地証明書</td><td>当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td></tr>
<tr><td>タイ協定原産地証明書</td><td>”DUPLICATE”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td></tr>
<tr><td>インドネシア協定原産地証明書</td><td>当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td></tr>
<tr><td>ブルネイ協定原産地証明書</td><td>“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>アセアン包括協定原産地証明書</td><td>当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日</td></tr>
<tr><td>フィリピン協定原産地証明書</td><td>“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号</td></tr>
<tr><td>スイス協定原産地証明書</td><td>”DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の発給年月日</td></tr>
<tr><td>ベトナム協定原産地証明書</td><td>当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日</td></tr>
<tr><td>インド協定原産地証明書</td><td>“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号</td></tr>
<tr><td>ペルー協定原産地証明書</td><td>“DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER___DATED___”</td></tr>
</table>

なお、再発給された原産地証明書の有効期間の起算日は当初の原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第５項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。

ホ　原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、アセアン包括協定（アセアン包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から４日目以</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>降（例えば、船積日が７月１日であれば、７月４日以降））、フィリピン協定にあっては船積日から３日目以降）において発給された場合には、次の表の第１欄に掲げる原産地証明書に第２欄の記載事項が記載され、また、第３欄に掲げる留意事項の記載等が必要な場合には、当該記載等がなされ、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。
<table>
<tr><th>原産地証明書</th><th>記載事項</th><th>留意事項</th></tr>
<tr><td>メキシコ協定原産地証明書</td><td>”ISSUED RETROSPECTIVELY”</td><td>－</td></tr>
<tr><td>マレーシア協定原産地証明書</td><td>”ISSUED RETROACTIVELY”</td><td>－</td></tr>
<tr><td>チリ協定原産地証明書</td><td>”ISSUED RETROACTIVELY”及び船積みの日</td><td>－</td></tr>
<tr><td>タイ協定原産地証明書</td><td>”ISSUED RETROACTIVELY”及び船積みの日</td><td>－</td></tr>
<tr><td>インドネシア協定原産地証明書</td><td>”ISSUED RETROACTIVELY”及び船積みの日</td><td>－</td></tr>
<tr><td>ブルネイ協定原産地証明書</td><td>”ISSUED RETROACTIVELY”及び船</td><td>－</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前

	積みの日	
アセアン包括協定原産地証明書	船積みの日	第13欄中の「□ ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること
フィリピン協定原産地証明書	”ISSUED RETROACTIVELY”及び船積みの日	―
スイス協定原産地証明書	”ISSUED RETROSPECTIVELY”	
ベトナム協定原産地証明書	”Issued Retroactively”及び船積みの日	
インド協定原産地証明書	船積みの日	第８欄中の「□ ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること
ペルー協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”及び船積みの日	―

へ　原産地証明書の記載において、取るに足りない表現の相違、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような軽微な誤りがある場合、これら軽微な誤りが当該原産地証明書の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼ

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>さないと判断できるものであること。

(2)令第36条の３第５項(令第50条の２及び第51条の８の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第５項、第61条第１項第２号ハの規定により、税関に提出された締約国品目証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。
イ　締約国品目証明書にあっては、次表中の第１欄に掲げる協定の区分に応じ、同表の第２欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68－５－14の(2)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。
<table><tr><td>ペルー協定</td><td>ペルー協定附属書１第２編第３節第３条に定める事項</td></tr></table>
ロ　締約国品目証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、締約国品目証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該締約国品目証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるときは、この要件を満たすものとして取り扱う。
ハ　締約国品目証明書の記載において、取るに足りない表現の相違、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような軽微な誤りがある場合、これら軽微な誤りが当該締約国品目証明書の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼさないと判断できるものであること。</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（不備のある原産地申告の取扱い）
68－５－12 の２
原産地申告の記載事項について、前記 68-５-11 の２の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、ＥＰＡ税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、当該不備が軽微な誤りである場合には、ＥＰＡ税率を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地申告を提出するよう指導する。原産地申告の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。
(1)　明らかな印字の誤りは軽微な誤りとして取り扱う。
(2)　原産地申告の真正性に関する事項（認定番号、原産地等）の不備については、原産地申告の真正性に直結するので軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、原産地申告は無効として取り扱う。</td><td>（原産地申告の有効性の認定）
68－５－12の２
(1) 本節において、原産地申告とは次表に掲げるものとする。
<table><tr><th>原産地申告</th></tr><tr><td>メキシコ協定原産地申告</td></tr><tr><td>スイス協定原産地申告</td></tr><tr><td>ペルー協定原産地申告</td></tr></table>
(2) 令第36条の３第３項（令第50条の２及び第51条の８の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第３項、第61条第１項第２号イの規定により、税関に提出された原産地申告については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、前記68－５－２に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、ＥＰＡ税率を適用することはできないことに留意する。
イ　前記68－５－１の(1)ニ(イ)に従って申告文が記載されていること。
ロ　申告文が記載された商業上の文書の貨物と輸入貨物が一致すること。</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	ハ　申告文が記載された商業上の文書の数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。 ニ　申告文が記載された商業上の文書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、当該商業上の文書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。 (ｲ) 原産地申告の作成時における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場合 (ﾛ) 当該輸入貨物が令第61条第１項第２号ロ(2)に該当する貨物であって、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税関の監督下において当該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合 ホ　取るに足りない表現の相違、語句不足又は印字の誤りのような軽微な誤りがある場合、これら軽微な誤りが原産地申告の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼさないと判断できるものであること。
（不備のある締約国品目証明書の取扱い） 68－５－12 の３ 　締約国品目証明書の記載事項について、前記 68-５-11 の３の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合、原則として、ＥＰＡ税率を適用することはできない。ただし、締約国品目証明書の記載事項において、以下のような不備がある場合については、当該不備を軽微な誤りとして、ＥＰＡ税率を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない締約国品	（新規）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
目証明書を提出するよう指導する。

(1)　締約国品目証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該締約国品目証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。

(2)　取るに足りない表現の相違、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しであって、これら軽微な誤りが当該締約国品目証明書の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼさないと判断できるものであるとき。

（原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関）
68－５－14
(1) 原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第１欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第２欄に掲げる機関とする。

<table>
<tr><th>原産地証明書</th><th>原産地証明書の発給機関</th></tr>
<tr><td>シンガポール協定原産地証明書</td><td>シンガポール税関</td></tr>
<tr><td>メキシコ協定原産地証明書</td><td>メキシコ経済省</td></tr>
</table>
</td><td>
（原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関）
68－５－14
(1) 前記68－５－１(1)ハ（ﾛ）に規定する「発給につき権限を有する機関」は、次の表の第１欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第２欄に掲げる機関とする。

<table>
<tr><th>原産地証明書</th><th>原産地証明書の発給機関</th></tr>
<tr><td>シンガポール協定原産地証明書</td><td>シンガポール税関</td></tr>
<tr><td>メキシコ協定原産地証明書</td><td>メキシコ経済省</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後

マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 （チリ協定第44 条２に基づき原産地証明書の発給につき責任を負う団体として「製造業振興協会（Sociedad de Fomento Fabril（SOFOFA））」及び「商工会議所（Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo）」が指定されている。）
タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを継承する当局
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア商業省
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書４第１規則(a)に規定する当局又は同第２規則１に規定する指定団体(具体的には追って事務連絡する。)
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン関税局
スイス協定原産地証明書	スイス連邦関税管理局
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム商工省
インド協定原産地証明書	インド商工省商務局
ペルー協定原産地証明書	ペルー通商観光省又はその後継機関

原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

改正前

マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局 （チリ協定第44 条２に基づき原産地証明書の発給につき責任を負う団体として「製造業振興協会（Sociedad de Fomento Fabril（SOFOFA））」及び「商工会議所（Camara Nacional de Comercio Servicios y Turismo）」が指定されている。）
タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを継承する当局
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア商業省
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ外務貿易省
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書４第１規則(a)に規定する当局又は同第２規則１に規定する指定団体(具体的には追って事務連絡する。)
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン関税局
スイス協定原産地証明書	スイス連邦関税管理局
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム商工省
インド協定原産地証明書	インド商工省商務局
ペルー協定原産地証明書	ペルー通商観光省又はその後継機関

原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

別紙９

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年３月１日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

<table>
<tr><th colspan="2">改正後</th><th colspan="2">改正前</th></tr>
<tr><td colspan="2">(2) 締約国品目証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第１欄に掲げる締約国品目証明書の区分に応じ、同表第２欄に掲げる機関とする。</td><td colspan="2">(2) 前記68－５－１(1)ヘ（ロ）に規定する「発給につき権限を有する機関」は、次の表の第１欄に掲げる締約国品目証明書の区分に応じ、同表第２欄に掲げる機関とする。</td></tr>
<tr><td>締約国品目証明書</td><td>締約国品目証明書の発給機関</td><td>締約国品目証明書</td><td>締約国品目証明書の発給機関</td></tr>
<tr><td>ペルー協定締約国品目証明書</td><td>ペルー生産省水産加工センター又は
ペルー保健省環境衛生局</td><td>ペルー協定締約国品目証明書</td><td>ペルー生産省水産加工センター又は
ペルー保健省環境衛生局</td></tr>
<tr><td colspan="2">締約国品目証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。</td><td colspan="2">締約国品目証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。</td></tr>
</table>